

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

諸謝金等の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の諸謝金等の支給に関して、別の規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部会員とは、センター専門部会設置規程（平成24年3月8日理事会議決。以下「規程」という。）第3条第1項に規定する部会員のうち理事及び職員を除いた正会員をいう。
- (2) メンバーとは、センタープロジェクトチーム要綱（平成27年3月19日理事会議決。以下「要綱」という。）第2条に規定するメンバーのうち理事及び職員を除いた正会員をいう。
- (3) 会議とは、規程第6条第1項又は要綱第5条第1項に規定する会議をいう。
- (4) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝礼として支払われる金銭をいう。
- (5) 費用とは、センターの活動に参加することに伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。

(諸謝金の支給及び額)

第3条 部会員が専門部会の会議に出席したときは、諸謝金として日額3,000円を支給する。また、会議以外の業務に従事したときは、日額2,000円を支給する。

- 2 メンバーがプロジェクトチームの会議に出席したときは、諸謝金として日額1,000円を支給する。
- 3 規程第6条第4項又は要綱第5条第2項の規定により、規程第3条に規定する部会員又は要綱第2条に規定するメンバー以外の者が会議に出席したときは、諸謝金として日額1,000円を支給する。
- 4 講習会等の講師等として従事した者への諸謝金については、予算の定める範囲内において会長が定める。

(費用)

第4条 前条第1項から第3項までのいずれかに該当する場合の費用については、その実費を弁償する。

附 則（平成27年3月19日理事会議決）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日理事会議決）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日理事会議決）
この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年10月31日理事会議決）
この規程は、令和5年11月1日から施行する。